

令和 4 年度
事業実施計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

事業実施計画

【点字図書館事業】
1 施設の PR 及びニーズに即したサービスの提供と利用者増の取組 (1) 施設の業務内容の周知 ・県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼するとともに、各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設、眼科医等を訪問し、センターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）、広報用チラシの配布、関係機関・団体の広報紙やホームページへの紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の周知を図る。 ・しまねビジョンネットワークに参加し、県内の医療・教育・福祉関係団体と連携する。 ・読書バリアフリー法に関する啓発と「サピエ」の利用について利用者、各自治体や関係機関に周知する。 (2) インターネットを使った施設情報の発信 ・センターのホームページ及びフェイスブックで施設情報を発信する。 (3) 利用者ニーズに即したサービスの提供 ・事業推進会議等で出された意見を基に利用者ニーズに即したサービスの提供を図る。 2 図書の製作及び貸出 (1) 良質な点字図書、録音図書、テキストデイジー図書の製作 (2) 点字図書、録音図書、テキストデイジー図書、拡大図書の閲覧、貸出 (3) 録音雑誌の製作（月刊誌 1、季刊誌 1、隔週誌 1）、貸出 ・定期発行と質の充実を図る。 (4) 新刊情報の発信 ・広報紙「かわらばん」の発行に併せて新刊の点字図書・録音図書の一覧表を作成し、配布する（年 4 回）。また、毎月、ホームページの新刊案内を更新する。 (5) 各種ボランティアの募集と養成 ・センターが主催する各種ボランティア養成講習会の受講者を増やすため、県や市町の広報媒体を使って各種ボランティア募集の周知を図るよう依頼するなど、さまざまな機会や手段で募集の周知を図る。 ・デイジー編集ボランティアの養成 録音図書・雑誌のデジタル製作及びそのスピードアップのため、デイジー編集ボランティア養成講習会を開催する。（年 1 回全 5 回） ・テキストデイジー図書製作ボランティアの養成 迅速な製作と早期の貸出が可能なテキストデイジー図書を製作するため、テキス

トデータ編集ボランティア養成講習会を開催する。(年1回全5回) (6) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用 ・視覚障がい者及びボランティアに対してサピエの利用を呼び掛ける。 ・サピエを活用して図書及びレファレンスの充実を図る。 (7) 意欲的なボランティアの育成 ・高度な技術の習得に意欲があり、長期の活動が期待できるボランティアを点字指導員講習会、音訳指導技術講習会等へ派遣する。 (8) 蔵書の管理 ・図書の確認(所在、装丁等)、整理、除籍、データ管理等を定期的実施する。 (9) 島根あさひ社会復帰促進センターの活用 ・増加する利用者の希望に対応するため、島根あさひ社会復帰促進センターにある全視情協島根あさひ事業所にCD・カセットテープのダビング、点字印字等の作業を依頼し、業務の効率化を図る。 ・図書のテキストデータ化作業の依頼および新たな作業の導入の可能性について協議する。 ・点訳科及び音訳科の訓練指導員のスキルアップを図る。 (10) 業務の効率化 ・定型的業務とその他の業務を効率よく行うため朝のミーティングで当日の業務内容や連絡事項の徹底を図り、随時職員会議等で効率化の協議をする。	
3	プライベートサービスの実施 ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応できる、きめ細かなプライベートサービスを実施する。
4	日常生活用具等の紹介・斡旋 ・視覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。 ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。 ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。
【聴覚障害者情報提供施設事業】	
1	施設のPR及びニーズに即したサービスの提供による利用者増の取組 (1) 施設の業務内容の周知 ・県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼するとともに、管内の各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設等を訪問し、センターのパンフレットや利用案内、広報用チラシの配布、関係機関・団体の広報紙やホームページへの紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の

周知を図る。 (2) インターネットを使った施設情報の発信 ・センターのホームページ及びフェイスブックで施設情報を発信する。 (3) 利用者ニーズに即したサービスの提供 ・事業推進会議等で出された意見を基に利用者ニーズに即したサービスの提供を図る。 2 DVD・ビデオテープの貸出 (1) 字幕入り（手話入り）DVD・ビデオテープの閲覧、貸出 (2) 「ビデオライブラリー目録」を、必要に応じて配布 (3) 関係施設への DVD・ビデオの貸出（希望により随時） (4) DVD・ビデオの相互貸借 ・松江の聴覚障害者情報センターと連携を密にし、DVD・ビデオの相互貸借を円滑に行う。 3 プライベートサービスの実施 ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応した「中継連絡サービス」を FAX 等利用して実施する。 ・「スカイプを使った電話リレーサービス」の利用を促進する。 4 日常生活用具等の紹介・斡旋 ・聴覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。 ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。 ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。	【地域生活支援事業】
1 点訳奉仕員養成事業 (1) 点訳奉仕員養成講習会 ・浜田市及び益田市で点訳奉仕員養成講習会を開催し、センターの点字資料の製作や地域での点訳活動ができる点訳ボランティアを養成する。(2 会場×全 22 回) (2) 点訳ボランティア勉強会 ・点訳技術向上のための勉強会を定期的で開催する(年 6 回)とともに、各点訳ボランティアグループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2 グループ×年 10 回)、点訳技術の向上と最新の情報提供に努める。 (3) 点訳校正技術講習会 ・点訳校正技術の向上を図るため、点訳校正技術講習会を実施する。(年 1 回全 2 回)	

2 朗読奉仕員養成事業	
(1) 朗読奉仕員養成講習会	・浜田市及び益田市で朗読奉仕員養成講習会を開催し、センターの録音資料の製作や地域での音訳活動ができる音訳ボランティアを養成する。(2会場×全22回)
(2) 朗読ボランティア勉強会	・音訳技術向上のための勉強会を開催する(年1回)とともに、各音訳ボランティアグループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2グループ×年10回)、音訳技術の向上と最新の情報提供に努める。
(3) 音訳校正技術講習会	・音訳校正技術の向上を図るため、音訳校正技術講習会を開催する。(年1回全2回)
3 中途失明者生活訓練等事業	
	・県西部の中途失明者に対して歩行訓練、コミュニケーション訓練等を実施することで生活面での支援をする。
4 視聴覚障がい者情報化コミュニケーション支援事業	
	・視聴覚障がい者を対象にパソコン、タブレット等の使用方法の講習を実施する。
	・視聴覚障がい者の求めに応じてパソコンボランティアを派遣する。
	・県が意思疎通支援事業で市町村に貸し出す機器利用を支援する。
5 各市からの受託事業	
(1) 声の広報等発行事業(浜田市)	12回(月1回)
(2) 生活訓練(料理教室)事業(浜田市)	12回(月1回)
(3) 点字・声の広報等発行事業(益田市)	12回(月1回)
(4) 点字・声の広報等発行事業(江津市)	12回(月1回)
【行事、会議等の開催計画】	
1 「セミナー&交流会」	・聴覚障がいの利用者ニーズに即した情報提供や体験、学習、意見交換、利用者・意思疎通支援者・職員との交流、機器紹介等を行う「セミナー&交流会」を開催する。(年1回)
2 「利用者とボランティアのつどい」	・日ごろ会う機会の少ない視覚障がいの利用者とボランティア・職員との交流・意見交換、学習、機器紹介等を行う「利用者とボランティアのつどい」を開催する。(年1回)
3 事業推進会議	・効果的な事業の推進のため、関係機関・団体と情報交換、意見交換を行う事業推進会議を開催する。(年1回)
	・必要に応じて関係機関・団体との連絡会議を開催する。(随時)

4 第三者委員会 ・センターの利用者・支援者等の権利擁護のため、第三者委員を2名委嘱し、苦情受付の状況を報告するため、第三者委員会を開催する（年1回）。苦情申出人からの要請があれば、随時開催。 5 職員会議 ・施設内の連絡調整と業務の円滑な遂行のため、毎月1回職員会議を開催する。
【施設内研修計画】
1 基本方針 ・事業団人材育成基本方針に基づき研修を実施する。 2 職員の専門的能力の育成及び資格取得 ・視覚障がい者 ICT 活用支援能力の育成及び点字指導員の資格取得を目指して引き続きOJTを実施する。 3 関係団体主催の講習・研修への参加 ・全国視覚障害者情報提供施設協会、中国四国点字図書館連絡協議会等が主催する研修会に積極的に参加する。 4 所内研修の実施 4月「令和4年度事業団重点活動方針及びセンター事業計画の実施について」 10月専門研修 3月「今年度事業の振り返り」
【安全衛生計画】
健康管理 ・施設として職員の健康管理に十分に留意し、労働安全衛生法に基づき、年1回の健診を実施する。 ・職員の健康管理にあたり、「心の健康」に関する研修に積極的に参加する。
【その他の計画】
1 施設及び事業の広報 (1) センター情報誌紙「かわらばん」の発行（年4回） (2) ホームページ及びフェイスブックの更新 ・最新の情報を提供するように更新に努める。 2 機器展示・生活相談会の開催 ・島根県聴覚障害者情報センター及びライトハウスライブラリーと協力して、必要に応じて各地で機器展示・生活相談会を開催する。 3 各市町のボランティア・意思疎通支援者養成事業への支援 ・各市町が実施する各種のボランティア・意思疎通支援者養成事業に対して積極的に支援する。 4 地域活動の実施

(1) 学校等の福祉学習への支援

- ・学校や団体、地域組織への福祉学習を積極的に引き受け、視聴覚障がい者への理解を促進する。

(2) 聴覚障がい者との意思疎通を支援する講座の実施

- ・官公庁、公共機関、銀行等の窓口職員を対象として「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を実施する。

(3) 視覚障がい者への対応を支援する研修の実施

- ・視覚障がい者の来訪がある職場の職員を対象として「視覚障がい者対応研修」を実施する。

(4) 封筒の点字印字

- ・島根あさひ社会復帰促進センターが実施する、公的機関・団体が使用する封筒への点字印字の支援協力を行う。